

古河市文化協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、古河市文化協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、文化団体の連携と相互扶助を促進し、文化の育成と市民の文化的生活の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 市民文化祭
- (2) 文化芸術に関する研究・調査、成果の発表
- (3) 研修会、講演会等各種文化事業
- (4) 市文化事業に対する協力
- (5) 他市町村との文化的交流
- (6) 会報の発行等情報の発信
- (7) 文化活動の育成普及
- (8) その他目的達成に必要な事項

(事務局)

第4条 本会の事務局を、生涯学習課内に置く。

(組織)

第5条 本会は、古河市における文化活動を行う団体をもって組織する。

(専門部)

第6条 本会に、専門部を置く。

- 2 加盟団体はすべて専門部に所属する。
- 3 専門部の名称及び区分は別に定める。

(加盟)

第7条 本会に継続して加盟しようとする団体は、前年度末までに加盟登録申請書を会長に提出しなければならない。なお、継続団体の最終加盟期限は3月末日までとする。

- 2 本会に新たに加盟しようとする団体は所定の様式をもって申し込み、役員会で審査決定し、代表者会で報告するものとする。
- 3 本会に加盟しようとする団体は、次の各号の要件を満たすものとする。ただし、代表者会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (1) 古河市で活動する文化的な団体であること。
 - (2) 団体の規則等を有していること。
 - (3) 適正な会計処理を行い、会員に対してその報告を実施していること。
 - (4) 加盟人数は10名以上を有する団体であること。

- 4 加盟団体は規定する負担金の納入をする。
- 5 加盟団体は規定する助成金の交付を受けることができる。

(退会)

- 第8条 本会を退会しようとする団体は会長に退会届けを提出しなければならない。
- 2 本会の目的に反する行動を行った団体は代表者会の議決により退会させることができる。
 - 3 団体の実績が2年以上ない場合は脱会とみなす。
 - 4 前項により退会した団体が納付した負担金は返納しないものとする。

第2章 役員

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
事務局長	1名
事務局次長	1名
会計	1名

(役員を選出及び職務)

- 第10条 役員は、代表者会において選出し、総会において承認を求めるものとする。
- 2 会長は、本会を代表し会務を総括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
 - 4 事務局長は、本会の事務を処理する。
 - 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
 - 6 会計は、本会の会計を処理する。

(役員任期)

- 第11条 会長、副会長の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、同職の任期は4年を越えないものとする。
- 2 事務局長・事務局次長、会計の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、同職の任期は6年を越えないものとする。
 - 3 役員は任期満了しても後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第3章 会議

(役員会)

- 第12条 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計をもって組織する。
- 2 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
 - 3 役員会は、下記の事項を審議決定する。
 - (1) 代表者会または総会に付すべき事項に関すること。
 - (2) 事業計画、予算の原案に関すること。

- (3) 後援許可に関する事。
- (4) その他本会の運営に関する事。

(代表者会)

第13条 代表者会は、役員・団体代表者をもって組織する。

- 2 代表者会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 代表者会の議長は、会長が行う。
- 4 代表者会は、下記の事項を審議決定する。
 - (1) 予算の補正に関する事。
 - (2) 各種事業の実施に関する事。
 - (3) 団体の加盟承認に関する事。
 - (4) 各部連絡調整に関する事。
 - (5) 規約等の制定及び改廃（本会会則を除く）に関する事。
 - (6) 役員を選出に関する事。
 - (7) その他本会の運営に関し必要な事項または緊急であり総会に付することが困難であると判断された事項。

(総会)

第14条 総会は、役員・団体代表者・監事をもって組織する。

- 2 総会は、年度当初に1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは随時開くことができる。また、5分の1以上の団体代表者より請求があった場合には会長は臨時に総会を開かなければならない。
- 3 総会は、団体代表者の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 総会の議長は、総会において選出する。
- 5 総会は、下記の事項を審議決定する。
 - (1) 本会の事業計画に関する事。
 - (2) 予算及び決算に関する事。
 - (3) 役員承認に関する事。
 - (4) 会則の改正に関する事。
 - (5) 本会の運営に関し重要な案件。

(議決)

第15条 会議は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(専決事項)

第16条 本会会則に定めていないもので、緊急に処理しなければならない事項については、会長、副会長及び事務局長の協議により処理し、次の代表者会において承認を求めるものとする。また慣例に従う事項、予算を要しない事項でかつ重要な事項は会長の決裁で処理できるものとする。

(委員会)

第17条 本会に次の委員会を設置する。代表者はいずれかの委員会に属する。

- (1) 企画委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 文化交流委員会

- (4) 文化講演委員会
- (5) 芸術講座委員会
- 2 委員会の規約はそれぞれ別に定める。
- 3 各委員会の委員長・副委員長は役員選考委員を兼ねる。

第4章 会 計

(会計)

- 第18条 本会の経費は、加盟団体の負担金、市補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。
- 2 加盟団体の負担金は、総会の決議を経て臨時に徴収することができる。
 - 3 加盟文化団体に対し、必要に応じ本会運営費のなかから助成金を交付することができる。
 - 4 文化芸術の継承、発展のために調査、研究または発表等を行う加盟文化団体に対し、必要に応じ本会運営費のなかから助成金を交付することができる。

(会計監査)

- 第19条 本会の会計を監査するため、監事を2名置く。
- 2 監事の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、6年を越えないものとする。
 - 3 監事は、代表者会において選任する。
 - 4 監事は、本会の会計を監査する。
 - 5 監事は任期満了しても後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(会計年度)

- 第20条 会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(雑則)

- 第21条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- この会則は、平成23年4月1日から施行する。
- この会則は、平成24年4月21日改正し、即日施行する。
- この会則は、平成25年5月11日改正し、即日施行する。
- この会則は、平成26年5月17日改正し、即日施行する。
- この会則は、平成27年5月16日改正し、即日施行する。
- この会則は、平成28年5月14日改正し、即日施行する。